

最大
100万円

鳥取市令和5年台風第7号 被災企業復興支援補助金

このたびの豪雨被害等により事業所や設備等に被害を受けた事業者を対象に復旧費用に対する補助制度（県補助金の上乗せ制度）を設けておりますのでご活用ください。

補助対象
事業者

鳥取県令和5年台風第7号等災害企業復興補助金(※)の交付決定を受けた市内に主たる事業所のある中小企業者

補助対象
経費

県補助金において補助対象として認定された経費（交付額確定の対象となった経費）

補助率
(限度額)

事業費のうち
300万円以下の経費部分 1/6（50万円）
300万円を超える経費部分 1/2（50万円）

申請期限

令和6年3月29日（金）

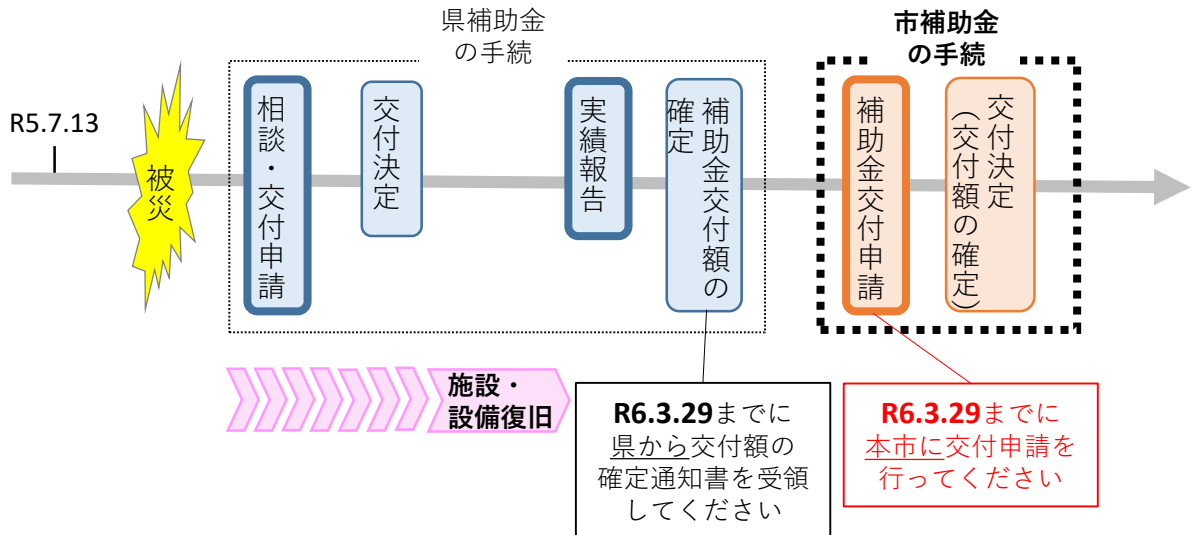
※鳥取県令和5年台風第7号災害企業復興補助金（県補助金）

対象事業者	令和5年台風第7号等で被災した県内中小企業者等
対象事業	令和5年台風第7号等で被害のあった施設・設備の復旧、復旧に併せた生産性向上又は災害防護対策に資する事業（※『災害以前より生産性向上が見込めるもの』又は『今後の災害防護対策として活用するもの』に限る）
補助対象経費	・ 施設費（施設の改修・修繕に係る費用） ・ 設備費（設備の改修・修繕に係る費用）
補助率	2/3（200万円）

詳しくは鳥取県 商工労働部 企業支援課（TEL：0857-26-7988）までお問合せください



●申請の流れ



※本補助制度は県補助金の交付決定及び実績報告後の交付額確定を受けていることを前提とした上乗せ制度です。

●申請書類

- (1) 交付申請書兼請求書 (市様式第1号)
- (2) 誓約書 (市様式第2号)
- (3) 県補助金の額確定を受ける際に提出した以下様式の写し
 - ・令和5年台風第7号等災害企業復興補助金に係る補助事業実績報告書(県様式)
 - ・補助事業実施報告書 (県様式第4号)
 - ・補助事業収支決算書 (県様式第5号)
- (4) 県補助金にかかる交付額確定通知書の写し
- (5) 令和5年台風第7号等により被害を受けた施設又は設備の写真
- (6) 改修後の施設又は設備の写真

※その他必要に応じて追加で書類提出をお願いする場合があります。

●その他

・本補助金の申請を行うためには、**県補助金の交付額確定通知書を令和6年3月29日までに受け取り、同日までに本市に本補助金の交付申請を行う必要があります**。逆算して余裕をもって早めに鳥取県に実績報告を行ってください。

・本補助金の申請には県補助金に係る実績報告の書類が必要です。鳥取県に提出する前に必ず写しを取ってください。

※鳥取県による審査の結果、報告内容に不備等があり修正が生じた場合は、修正後の内容が反映された様式をご提出ください。